

問（特定加算が算定済である場合における新加算の440万以上要件の扱い）

介護職員等処遇改善加算のⅡ・Ⅰで求められるキャリアパス要件Ⅳにおいては、「改善後の賃金年額440万円以上が1人以上」という要件がありますが、既に特定処遇改善加算を算定している介護事業所でも、新加算算定によって新たに賃金年額440万以上の介護職員を1人以上追加しなければならないでしょうか。それとも、特定処遇改善加算を算定していれば、新たに賃金年額440万以上の介護職員を1人以上追加する必要はないのでしょうか。

（答）

- 介護職員等処遇改善加算（以下「新加算」といいます。）のキャリアパス要件Ⅳについては、通知により、「経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（・・・）が年額440万円以上であること（新加算等による賃金改善以前の賃金が年額440万円以上である者を除く。）」と示されております。
- ここでいう「新加算等」の「等」は「旧3加算」を指していますので、「新加算等による賃金改善以前の賃金が年額440万円以上である者を除く」とは、「処遇改善加算、特定処遇加算、ベースアップ加算、新加算などの処遇改善関係加算によって賃金改善を行う前から賃金年額440万円以上であった介護職員を除く、つまり処遇改善関係加算を活用しないまでも既に賃金年額440万円以上であった介護職員を除く」という意味になります。
- 従って「経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（・・・）が年額440万円以上であること（新加算等による賃金改善以前の賃金が年額440万円以上である者を除く。）」における「改善後の賃金年額440万円以上1人以上」のカウントの考え方は、「処遇改善関係加算（＝処遇改善加算、特定処遇加算、ベースアップ加算、新加算）をはじめて算定した時点で、既に賃金年額440万円以上であった者」はカウントから除かれることとなります。
- しかしながら、特定処遇加算に関しては、2019年介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 2）問10において、「既に賃金が年額440万円以上である者がいる場合には、・・・新たに・・・年収440万円となる者を設定しなくても、特定加算の算定が可能である。」とされており、特定加算算定時に賃金年額440万円以上であった者は、実質的にカウントに含まれることとなります（下図A-1）。
- このことから、「旧3加算を算定せず新加算の算定時に既に賃金年額440万円以上の者」（下図A-2）は、カウントしないこととなります。
- また、「処遇改善関係加算によって賃金年額440万円以上となった者」（下図B・C）はカウント対象になります。
- ご質問に関しては、特定加算を算定している場合は、特定加算によって賃上げしたかどうかにかかわらず、賃金年額440万以上の介護職員としてカウントできる者（下図

の A-1 又は B) が必ず 1 人以上いることになるので、新たに賃金年額 440 万以上の介護職員を追加する必要はないことになります。(注：なお、特定加算をこれまで「月額平均賃金改善額 8 万円以上」でクリアしていた場合は、令和 7 年度から「賃金年額 440 万円以上」に切り替えなければなりません。また、賃金年額 440 万以上の介護職員を任意で追加してもなんら問題はありません。)

		3 加算の 算定時点		新加算の 算定時点		キャリアパス 要件Ⅳにおける カウント
A	はじめて処遇改善関係加算を算定した時に既に 440 万円以上であった介護職員					
A-1	特定加算の算定時に既に 440 万円以上	■		■		○
A-2	旧 3 加算を算定せず新加算の算定時に既に 440 万円以上			■		×
B	旧 3 加算によって 440 万円以上になった介護職員	□		■		○
C	新加算によって 440 万円以上になった介護職員	□		□		○

□：その時期に年収 440 万円未満

■：その時期に年収 440 万円以上

○：キャリアパス要件Ⅳにおいて、年収 440 万円以上の者としてカウントできる

×：キャリアパス要件Ⅳにおいて、年収 440 万円以上の者としてカウントできない